

相模原市地籍調査事業の取組み

平成27年5月

相模原市

目次

はじめに

第1章 地籍調査について

- 1 地籍調査とは 1
- 2 地籍調査の必要性及び効果 1～4
- 3 地籍調査の方法 5
- 4 費用負担 6
- 5 国の動向等 6～7

第2章 本市の現状と課題

- 1 本市の現状 8～9
- 2 本市の課題 9～10

第3章 地籍調査事業の取組みについて

- 1 経過 11
- 2 基本的な考え方 11
- 3 地籍調査事業の進め方 11
- 4 事業スケジュール 12

第4章 地籍調査事業計画

- 1 事業計画の構成 13
- 2 事業計画の期間 13
- 3 事業目標 13
- 4 目標達成のための調査手法 14
- 5 調査対象地域及び面積 15～16
- 6 概算事業費 17
- 7 推進体制 17～18
- 8 計画の見直し 18

参考資料

地籍調査事業研究会設置要綱

はじめに

「相模原市地籍調査事業の取組み」については、本市における地籍調査事業の取組みに係る基本的な事項及び事業の実施に係る計画を定めることにより、効果的且つ効率的な事業の推進を図ることを目的として策定するものです。

第1章 地籍調査について

1 地籍調査とは

地籍調査とは、国土調査法（昭和26年6月1日法律第180号）（以下「法」という。）に基づく国土調査の一つであり、主に市町村が主体となって一筆ごとの土地の所有者、地番、地目を調査し、境界の位置と面積の測量を行い、その結果を地図（地籍図）及び簿冊（地籍簿）として作成するものであり、その成果は登記所に送られ登記簿や地図が更新されるとともに、様々な行政事務の基礎資料として活用されています。

2 地籍調査の必要性及び効果

登記所に備え付けられている地図や図面は、その半分ほどが明治時代の地租改正時に作られた地図（公図）などをもとに作成されたため、境界や形状などが現実と異なっている場合が多く、登記簿に記載された土地の面積も正確ではない場合があることから、地籍調査により境界や面積など土地の表示に関する登記の情報を正確なものに改めることが可能となります。

地籍調査は、道路や水路などの公有財産の適正な管理や災害復旧への備え、インフラ整備及び都市基盤整備などにその有効性を発揮するとともに、固定資産税算出の際の基礎資料となるなど、その成果は様々な行政事務に活用されるほか、住民の貴重な財産である土地の保全や土地境界に係る紛争を未然に防止するなど、住民の安全、安心な生活の確保に寄与するものであり、当該事務は地方公共団体が処理する事務（自治事務¹）として位置づけられていることから、本市についても地籍の整備を早期に完了させることが求められています。

¹ 地方自治法（昭和22年4月17日法律第67号）第2条 地方公共団体の法人格及び事務

〔具体的な効果〕

（1）公共事業の効率化・コスト縮減、土地の有効活用

土地の正確な境界や面積に基づく事業の計画・立案や円滑な用地取得など、公共事業の効率化やコストの縮減が図られるとともに、土地取引や開発事業の用地取得が円滑になり、土地の有効活用が促進されます。

各種公共事業の効率化・コスト縮減

- 計画当初から取得すべき土地の正確な境界や面積を確認することができるため、円滑な用地取得が可能になるなど、各種公共事業の円滑な推進に寄与します。

道路改良事業におけるコスト・期間の比較

	実際の事例	地籍調査が行われていれば
対象面積	150,000㎡	80,000㎡(47%減)
要する期間	3年	1年(67%短縮)
要する費用	30百万円	10百万円(67%減)



- 土地の境界が不明確なまま公共用地の買収を行う場合、買収に必要な土地以外についても調査・測量が必要となるケースがあります。
- 左の事例では、仮に地籍調査が終わっていても80,000㎡の用地測量で済んだと想定されていますが、**実際には150,000㎡(2倍近く)もの測量と地権者との調整が必要となったものです。**現場では、**仮に地籍調査が事前に済んでいれば、事業期間が2年程度短縮できたであろうと判断しています。**
- また、買収に係る土地以外の土地の測量結果は必ずしも登記に反映されないため、有効活用されないままとなってしまいます。

(出典:「地籍調査はなぜ必要か」国土交通省地籍整備課)

土地の有効活用

- 土地取引や開発事業の用地取得が円滑となり、土地の流動化や有効利用を推進するための基礎となります。

民間開発に大きな支障を生じた事例

六本木六丁目地区第一種市街地再開発事業(六本木ヒルズ)では、**現地約400筆(約11ha)の境界調査に4年(うち官民境界確定に3年)が費やされています。**

このように、まとまった規模の再開発では、地籍が不明確であることが大きな障害となります。特に、**民間企業が境界の調査を行う場合には、境界立会いを求めるとや土地への立入りについての法的権限を有しておらず、また、行方不明者や相続人の追跡に当たっての資料の入手も難しく、官民境界確認作業も行政との間で時間がかかっています。**さらに調査結果により地図訂正を行う際も所有者からの申し出という手続きを踏まなければなりません。

仮にこの地域で事前に地籍調査が実施されていれば、再開発に当たって、計画の立案や境界調査がスムーズに進み、期間が短縮できたものと考えられます。

(出典:「地籍調査はなぜ必要か」国土交通省地籍整備課)

(2) 災害復旧の迅速化

大規模災害が発生した場合でも、個々の土地の境界を正確に復元することができるため、復旧活動の迅速化が可能となります。

- 万一の災害の場合にも成果が数値で管理されているため、境界を正確に復元することができ、復旧活動の迅速化が可能になります。

新潟県中越地震後の災害復旧工事における地籍調査の効果

延長約 2 km の主要県道の復旧

区分	測量・用地買収等に要する時間
地籍調査実施済地域	約 2 ヶ月
地籍調査未実施地域	約 1 年



工事着手までに
約 10 ヶ月の差異

(出典：「地籍調査はなぜ必要か」国土交通省地籍整備課)

(3) 課税の公平性

土地一筆ごとの正確な面積が把握できるため、課税の適正化・公平化がより図られます。

地籍調査実施前後における地目別面積の変動

地目	区分	調査前面積 (km ²) (A)	調査后面積 (km ²) (B)	変動率 (B) / (A) * 100
田		10,738	11,692	109%
畑		14,947	15,124	101%
宅地		3,038	4,022	132%
山林		37,034	62,237	168%
原野		13,359	5,802	43%
その他		3,783	5,879	155%
計		82,899	104,756	126%

- 左の表は、昭和45年度から平成23年度までに認証された成果を集計した結果です。

平均で26%の縄伸びが見られています。

注1) 昭和45年～平成23年度に認証された成果の集計である。
 注2) 調査前後とも長狭物(用悪水路、井溝、公衆用道路等)を除いて集計している。
 注3) 調査前後で地目が変更しているものを含む。
 注4) その他は、塩田、鉱泉地、池沼、牧場、墓地、境内地、溜池、公園及び雑種地等である。

(出典：「地籍調査はなぜ必要か」国土交通省地籍整備課)

地籍調査による面積及び課税標準額の変動の例

仙台市では、地籍調査事業の進捗に伴い、税負担の公平性の観点から、平成 18 年度より地籍調査後の登記地積で課税することとしています。

その結果、平成 16 年度登記分までで、増加面積約 27 km²、1 億円以上の増収見込みとなっています。

(出典：「地籍調査はなぜ必要か」国土交通省地籍整備課)

(4) 土地取引等の促進と個人負担の軽減

境界を確定することにより、土地取引の促進や相続等の円滑化が図られるとともに、測量費用など、個人負担の軽減が図られます。

- 地籍調査の成果を現地に復元することにより、登記手続きのため境界確認作業がスムーズに行われます。
- 登記手続きに要する費用が削減されます。

分筆登記申請に要する費用負担の軽減

地籍調査を行っていれば、個人が土地を分筆する場合などにおいても、境界が不明確な場合に比べて必要な調査・測量の費用負担を軽減することができます。

(例) 200 m²の土地を 2 筆に分筆登記するために要する調査・測量費用の試算

地籍調査**実施前**: 650,000 円

地籍調査**実施後**: 345,000 円

境界標の設置状況など一定の条件の下試算したものであり、実際の測量費用は地域の状況等により大きく異なる。

(出典：「地籍調査はなぜ必要か」国土交通省地籍整備課)

3 地籍調査の方法（一般的な調査の流れ）



①住民への説明会

調査に先立って、住民への説明会を実施します。



②一筆地調査

土地所有者等の立会により、境界等の確認をします。



③地籍測量

地球上の座標値と結びつけた、一筆ごとの正確な測量を行います。



⑥登記所への送付

登記所では、登記簿が書き改められ、地籍図が備え付けられます。



⑤成果の閲覧・確認

地籍簿と地籍図の案を閲覧にかけ、誤り等を訂正する機会を設けます。



④地積測定・地籍図等作成

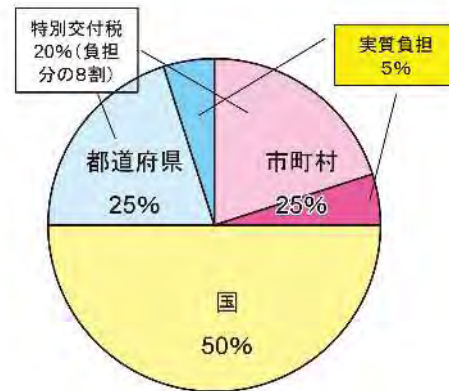
各筆の筆界点をもとに、正確な地図を作り、面積を測定します。

（出典：「地籍調査はなぜ必要か」国土交通省地籍整備課）

4 費用負担

地籍調査事業費については、国が1/2、都道府県と市町村が各1/4を負担します。

- 都道府県や市町村が負担する費用の80%は特別交付税措置の対象となっているため、制度上の市の負担は5%となります。



(出典:「地籍調査はなぜ必要か」国土交通省地籍整備課)

5 国の動向等

(1) 国土調査事業十箇年計画

地籍調査は、国土調査法が制定された昭和26年から行われていますが、調査の進捗が図られないことから、昭和37年に国土調査促進特別措置法(昭和37年5月19日法律第143号)が制定され、地籍調査(国土調査)の計画的な実施を促進するとともに、翌年の昭和38年には国土調査事業十箇年計画が策定され、長期的な視点に立った計画的な地籍調査(国土調査)が全国的に行われるようになりました。

現在は、平成22年度から平成31年度までを計画期間とする第6次国土調査事業十箇年計画(平成22年5月25日閣議決定)に基づき、優先的に地籍を明確にすべき地域を中心に、特に調査の遅れている都市部などでの調査に重点が置かれ実施されています。

また、同計画の中間年を目標に、調査未着手の市町村又は調査休止中の市町村の解消を目指しています。

(2) 事業推進に向けた制度

都市部官民境界基本調査

早急な地籍調査の実施が必要であるにも関わらず、調査が難しく進捗が遅れている都市部において、官民境界(道路など街区の外周位置)について測量などの調査を行い、基礎的情報の整理を行うものです。

なお、この調査結果は、実施先の市町村に送られ、地籍調査の推進につながるほか、基礎データとして様々な場面で有効利用されています。

〔都市部官民境界基本調査の内容〕

調査対象地域で作成済みの地籍測量図や整備済みの道路台帳、道路工事で測量・作成した図面などで、官民境界に関する情報の収集を行います。

側溝やブロック塀など、筆界を推定する上で必要な地形・地物、既存の境界杭などの測量を行い、その位置及び形状を表示した図面などを作成します。

官民境界等先行調査

通常の地籍調査は一筆ごとの細部まで調査が必要なため、費用と時間がかかり土地や所有者の多い都市部では調査が進んでいないことから、道路や水路と私有地の境界を先行して調査し、台帳などの整備に役立てる作業であり、この調査により土地に関する測量作業や手続きが容易になります。

〔官民境界等先行調査の内容〕

道路・水路などの公有地と宅地・畑などの私有地との境界を（官民境界）を確認する調査であり、土地所有者立会いのもと実施されます。

なお、この調査の成果としては、街区の外枠を示す街区調査図が作成され、後続の地籍調査の基礎資料として活用されます。

〔参考 街区調査図のイメージ〕



第2章 本市の現状と課題

1 本市の現状

本市においては、道路と民有地等との境界を確定する道路境界整備事業(2)を優先して進めてきた経緯から、旧市域では地籍調査を実施していませんが、国土調査法第19条第5項(以下「法19条5項」という。)の指定(3)を受けた地域や合併前の旧町で地籍調査を実施した地域があります。

調査対象面積は308.93km²で、そのうち調査実施済み面積は、旧城山町で実施された2.32km²及び旧相模湖町の0.67km²、法19条5項に指定された塩田、橋本、川尻向原の土地区画整理事業0.78km²の合計3.77km²となっており、平成25年度末の進捗率は1.22%となっています。(図表1~3)

- 2 道路境界整備事業 昭和50年度~平成6年度の約20年間で、市道に係る官民境界の確定作業について面的整備を実施。今日の相模原市道路情報管理システム(SRIMS)(以下「スリムス」という。)の基礎となるデータを構築
- 3 国土調査法第19条第5項の指定 土地区画整理事業等で作成された地図及び簿冊について、国土交通大臣等の指定を受けることにより、地籍調査と同等の成果として取り扱われる制度

〔図表1 本市の実施状況(平成25年度末現在)〕

項目	旧市	旧城山町	旧津久井町	旧相模湖町	旧藤野町	計
実施状況	未実施	一部実施	未実施	一部実施	未実施	-
調査対象面積	86 km ²	16 km ²	114 km ²	29 km ²	63 km ²	308.93 km ²
実施済み面積	0	2.32 km ²	0	0.67 km ²	0	2.99 km ²
法19条5項指定	0.68 km ²	0.10 km ²	0	0	0	0.78 km ²
計	0.68 km ²	2.42 km ²	0	0.67 km ²	0	3.77 km ²

【進捗率】1.22%

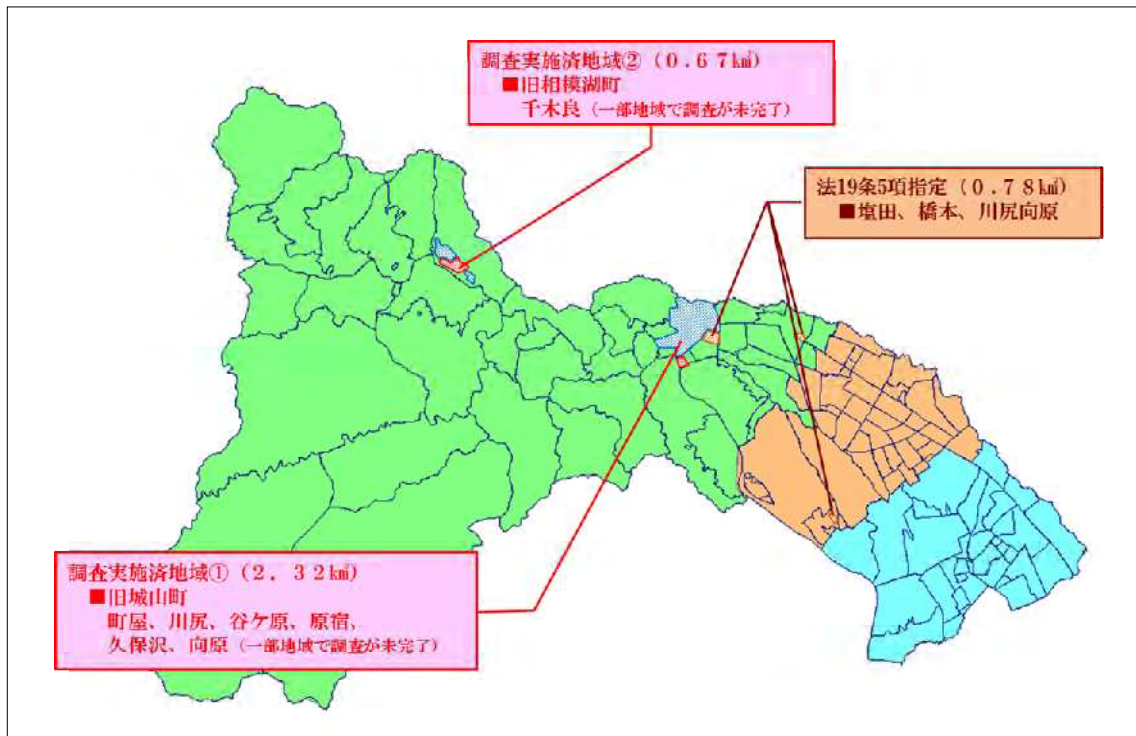
〔図表2 政令市・県内市の実施状況(未着手市は除く)〕

区分	上位			下位		
政令市	岡山市 (51%)	熊本市 (41%)	横浜市 (38%)	名古屋市 (7%)	札幌市・ 静岡市 (2%)	京都市・ 相模原市 (1%)
県内市	茅ヶ崎市 (40.77%)	横浜市 (38.13%)	伊勢原市 (26.83%)	相模原市 (1.22%)	鎌倉市 (0.71%)	座間市 (0.62%)

(出典:「政令市における地籍調査実施状況」国土交通省地籍整備課/平成26年3月末現在値)

(出典:「神奈川県の実施状況」神奈川県技術管理課/平成26年4月1日現在値)

〔図表3 本市の実施状況図（平成25年度末現在）〕



2 本市の課題

（1）事業費の確保

本市の調査対象面積は300km²を超え、事業の完了までには相当期間を要することから、長期にわたる財源の確保が必要になります。

（2）地籍調査の推進要請等への対応

国土交通大臣から平成22年3月31日付けで「地籍調査推進についての要請」があり、また、地籍調査推進団体などから地籍調査の再開、推進に向けた取組みが求められています。

（3）他公共事業との連携や大規模災害等への備え

道路境界整備事業などとの連携により、効率的・効果的な公共事業の推進を図るとともに、大規模災害への備えとして地籍の整備が必要になります。

（4）推進体制の整備

長期にわたる事業の実施、他公共事業との連携、並びに効率的・効果的な事業の推進のため、知識・ノウハウを持った人材の確保や組織体制の整備が必要になります。

（5）実施済成果の適正管理

調査成果の適正な管理や成果の閲覧及び証明の発行に係る事務負担の軽減のため、円滑な管理体制の構築が必要になります。

(6) 旧城山町・相模湖町の調査未完了地域の解消

合併協議での調整方針を踏まえ、旧城山町及び相模湖町で調査未完了となっている地域の解消を図る必要があります。

(7) 相模原市道路情報管理システム (S R I M S) との連携

相模原市道路情報管理システム (S R I M S) とのデータ共有や、システム自体の共用を含めた連携を図るなど、効率的・効果的な事業の実施が必要になります。

(8) 課税の適正・公平化

より正確な地積による、適正・公平な固定資産税課税のための情報整理が必要になります。

(9) 土地取引等の促進と個人負担の軽減

境界の確定による土地取引の促進を図るとともに、相続時などの測量に係る個人負担の軽減を図る必要があります。

第3章 地籍調査事業の取組みについて

1 経過

本市における地籍調査事業（以下「事業」という。）の現状や課題、国の動向などを踏まえ、今後の事業の取組みについて研究するため、平成25年5月から平成26年3月まで地籍調査事業研究会（以下「研究会」という。）を設置（4）し、国の支援制度の積極的な活用や、市負担の抑制に努めた段階的な調査の実施、旧城山町・旧相模湖町の調査未完了地域の解消に向けた実施手法などについて取りまとめを行いました。

4 地籍調査事業研究会設置要綱を参考資料として巻末に添付

2 基本的な考え方

研究会の成果に基づいた庁議及び国などの関係機関との協議結果を踏まえ、事業の実施にあたっては、総合計画への位置付けを図るとともに、次の基本的な考え方により計画的な事業の推進を図ります。

- （1）国制度を最大限に活用し市費の負担抑制に努めながら段階的に事業を実施します。
- （2）道路境界整備事業との連携を図り効率的・効果的な事業の進捗を図ります。
- （3）国土調査法第19条第5項の指定制度（土地区画整理事業等による測量成果の指定）の活用及び各種事業との連携を図ります。
- （4）事業の進捗に合わせた組織体制の構築と成果の一元的な管理・運用を図ります。
- （5）調査未完了地域の解消を図ります。

3 地籍調査事業の進め方

旧相模原市域については、道路境界整備事業により官民境界の確定が進んでおり、その成果は、相模原市道路情報管理システム（SRIMS）に反映され、各種公共事業の推進や住民サービスに寄与しています。

一方、津久井地域については、道路や水路と民有地の境界が不明確な箇所が多く、道路や下水道などの整備に当たって、境界の確定及び用地の買収に多くの時間と費用を要しています。

また、個人が土地取引などを行う際には、住民からの境界協議申請に対して、その都度立会いを行うといった事務的な負担も生じており、官民境界の確定などの早期整備が求められています。

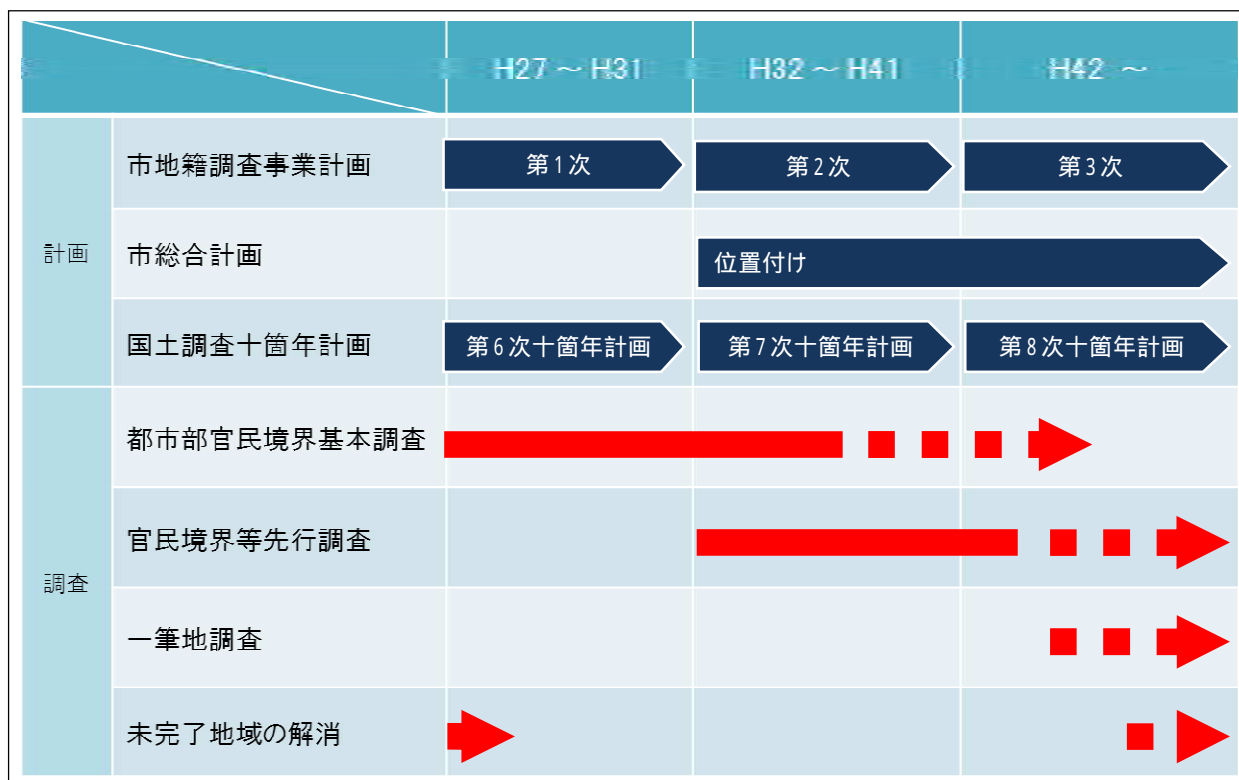
そこで、地籍調査を実施し、境界の確定を先行して行うことにより、他公共事業の期間の短縮、費用の削減及び事務負担の軽減、更には住民サービスの向上を図ることが可能になることから、地籍調査事業との連携により道路境界整備事業の進捗を図ることが最も効果的であるため、津久井地域から調査を段階的に実施し、計画的な事業の推進を図ることとします。

〔具体的な進め方〕

- (1) 津久井地域を対象とした基礎的情報の整理及び旧城山町の調査未完了地域の解消
- (2) 津久井地域及び旧市域を対象とした官民境界等の調査
- (3) 全市域を対象とした一筆ごとの調査

4 事業スケジュール

地籍調査事業については、次のスケジュールを目標として取組むこととします。



第4章 地籍調査事業計画

1 事業計画の構成

本計画は「計画の期間」、「事業目標」、「調査手法」、「調査対象地域及び面積」などを定めるものとします。

2 事業計画の期間

本計画は、平成27年度から平成31年度までの5年を「第1次事業期間」、平成32年度から平成41年度までの10年を「第2次事業期間」、平成42年度以降を「第3次事業期間」とします。

3 事業目標

本計画では、地籍調査の進捗率を事業目標とし、各事業期間末時点における目標値を次のとおり定めます。

事業期間	調査面積	目標値（進捗率）
第1次事業期間 （H27年度～H31年度）	5.0 km ²	1.9%
第2次事業期間 （H32年度～H41年度）	20.0 km ²	5.2%
第3次事業期間 （H42年度以降）	19.0 km ²	8.4%

〔第1次事業期間〕

都市部官民境界基本調査を5 km²（1 km²/年）、旧城山町の調査未完了地域（0.04 km²）の検証測量を実施するものとして算出

〔第2次事業期間〕

都市部官民境界基本調査を10 km²（1 km²/年）、官民境界等先行調査を10 km²（同左）実施するものとして算出

〔第3次事業期間〕

期間を10年間（H42～H51）とし、都市部官民境界基本調査を9 km²（1 km²/年）、官民境界等先行調査を10 km²（同）実施するものとして算出

〔各調査実施による進捗率の加算〕

都市部官民境界基本調査の実施は42%、官民境界等先行調査の実施は18%の地籍調査が終了したものと換算され、進捗率に加算されます

〔土地区画整理事業の国土調査法第19条第5項指定による進捗率の加算〕

当麻宿地区土地区画整理事業等が完了した場合、法19条5項の指定を受けることにより進捗率に加算されます

4 目標達成のための調査手法

「3 事業目標」に定める目標値を達成するため、次のとおり当該事業期間において都市部官民境界基本調査（以下「都市官」という。）、官民境界等先行調査（以下「先行調査」という。）、検証測量、一筆地調査を実施します。

(1) 第1次事業期間（平成27年度～平成31年度）

旧城山町域を除く津久井地域（D I D（6）及び宅地区域など）の基準点の設置、道路付近の地形測量など官民境界情報の整備	実施手法：「都市官」
調査未完了地域（旧城山町の一部地域）の解消	実施手法：「検証測量ほか」（7）

6 人口集中地区。市区町村の区域内で人口密度が4,000人/km²以上の基本単位区が互いに隣接し、人口が5,000人以上となる地区

7 東日本大震災以前に測量した成果（座標値）で認証を受けることができないため、測量成果が地殻変動等による誤差の範囲であるかどうか検証するための測量

(2) 第2次事業期間（平成32年度～平成41年度）

旧城山町域を除く津久井地域（D I D及び宅地区域など）の基準点の設置、道路付近の地形測量など官民境界情報の整備	実施手法：「都市官」
旧城山町を含む津久井地域（D I D及びその隣接地）における官民境界未確定路線の境界確定	実施手法：「先行調査」

(3) 第3次事業期間（平成42年度以降）

旧城山町域を除く津久井地域（D I D及び宅地区域など）の基準点の設置、道路付近の地形測量など官民境界情報の整備	実施手法：「都市官」
旧城山町を含む津久井地域（D I D及びその隣接地）における官民境界未確定路線の境界確定	実施手法：「先行調査」
全市域における一筆ごとの調査（旧相模原市域 旧津久井地域）	実施手法：「一筆地調査」

第3次事業期間の取組みについては、第2次事業期間内に同期間の進捗状況を踏まえ、一筆調査の実施を含めた計画の検討を行うこととします。

(4) 目標を達成するためのその他の手法

全事業期間を通じ、本市が実施する調査に加え、土地区画整理事業が施行されている地区については、法19条5項の指定制度の促進や推進を図るとともに、法務局が実施する事業（8）との連携により、事業の更なる推進を図ることとします。

8 不動産登記法第14条第1項に基づき法務局が実施する地籍調査と同等の地図を作成する事業など

5 調査対象地域及び面積

各事業期間の調査対象地域及び面積については、次のとおりとします。

(1) 第1次事業期間（平成27年度～平成31年度）

都市官（国が実施する事業）

ア 調査対象地域

都市官については、旧城山町を除く津久井地域を対象とし、図表4に示す「中野エリア」及び「串川エリア」の一部を実施します。

〔図表4 津久井地域における都市部官民境界基本調査及び官民境界等先行調査の実施エリア区分〕



イ 各年度の調査対象地域及び面積

都市官の対象面積については、国との協議結果を踏まえ、単年度当たり1km²を目標とし、対象地域については、次表の「地区」の調査を実施します。

事業年度	調査対象地域（都市部官民境界基本調査）		調査面積 （目標）
	エリア	地区	
平成27年度	中野エリア・ 串川エリアの一部	太井・根小屋	約1km ² /年
平成28年度		太井・中野	
平成29年度		中野	
平成30年度		中野・又野	
平成31年度		又野	

関係機関との協議により調査対象地域、面積の変更も想定されます

検証測量

旧城山町の調査未完了地域（向原・久保沢の各一部地域）、約0.041km²の検証測量を実施します。

（2）第2次事業期間（平成32年度～平成41年度）

調査対象地域

都市官については、第1次事業期間に引き続き、旧城山町を除く津久井地域を対象とし、図表4に示す「三ヶ木・青山エリア」、「串川エリア」及び「相模湖エリア」を実施します。

先行調査については、都市官の終了した地域を対象とします。

各年度の調査対象地域及び面積

都市官の調査対象面積については、第1次事業期間と同様、単年度当たり1km²を目標とし、調査対象地域については、次表の「地区」の調査を実施します。

また、先行調査については、単年度当たり1km²を目標とし、都市官を終了した地域から順次実施します。

事業年度	調査対象地域 (都市部官民境界基本調査)		調査対象地域 (官民境界等先行調査)		調査面積 (目標)	
	エリア	地区	エリア	地区		
平成32年度	三ヶ木・ 青山エリア	三ヶ木	中野エリア・ 串川エリアの 一部	太井・根小屋	約1km ² /年	
平成33年度		青山		太井・中野		
平成34年度		青山		中野		
平成35年度	串川エリア	長竹		中野・又野		
平成36年度		根小屋		又野		
平成37年度	相模湖エリア	寸沢嵐	三ヶ木・ 青山エリア	三ヶ木		
平成38年度		寸沢嵐		青山		
平成39年度		若柳・与瀬	串川エリア	根小屋・長竹		
平成40年度				与瀬・小原		長竹・関
平成41年度				千木良		関

関係機関との協議により調査対象地域、面積の変更も想定されます

（3）第3次事業期間（平成42年度以降）

第2次事業期間内に、同期間の進捗状況を踏まえ、一筆地調査の実施を含めた計画の検討を行うこととします。

6 概算事業費

本市における地籍調査に係る概算事業費の算出にあたり、他都市の実績などを参考に次の金額を基礎数値としました。

〔1 km²あたりの各調査に係る概算金額〕

都市部官民境界基本調査	：約 30,000 千円（市負担なし）
官民境界等先行調査	：約 25,000 千円（うち市負担分 約 6,250 千円）
一筆地調査	：約 75,000 千円（うち市負担分 約 18,750 千円）

（1）第1次事業期間（平成27年度～平成31年度）

都市官

国が経費を全額負担して実施する調査のため、市の負担はありません。

検証測量（旧城山町の一部地域）

約 3,000 千円（うち市負担 約 2,000 千円 / 平成27年度のみ）

（2）第2次事業期間（平成32年度～平成41年度）

都市官

国が経費を全額負担して実施する調査のため、市の負担はありません。

先行調査

約 250,000 千円（うち市負担 約 60,000 千円 / 単年度あたり約 6,000 千円） 9

9 単年度当りの調査面積を1km²として試算。境界杭の設置や道路台帳の更新などに係る経費が加算

（3）第3次事業期間（平成42年度以降）

第3次事業期間における概算事業費については、第2次事業期間の進捗状況を踏まえ、調査手法、調査対象地域及び面積が決定した時点で算出することとします。

7 推進体制

当面の間、地籍調査事業は、道路管理者の協力を得ながら土地利用調整課で実施し、その調査成果については、道路管理者に提供し道路境界整備事業などに反映させ、また、現在、緑土木事務所及び津久井土木事務所で行っている調査成果の管理、閲覧については、引き続き同事務所にて対応することとします。具体的な推進体制は次表のとおりです。

調査区分	業務内容など	推進体制（実施部署など）
都市部官民境界 基本調査	事前準備（資料収集等）支援	土地利用調整課・津久井土木事務所
	地元調整支援	同上
	説明会開催支援	同上
	現地測量	国土交通省
	成果の送付	津久井土木事務所
検証測量 （旧城山町の調査 未完了地域）	地元調整	土地利用調整課・緑土木事務所
	説明会開催	同上
	測量	土地利用調整課（緑土木事務所 ¹⁰ ）
	成果の閲覧	土地利用調整課・緑土木事務所
	認証事務手続	土地利用調整課
	成果の送付	緑土木事務所
	登記所への送付	土地利用調整課

国・県との協議等は、土地利用調整課及び各土木事務所にて対応することとします

10 道路管理者としての立会いなど

なお、所管課をはじめとする事業の将来的な推進体制については、調査の進捗状況及びその効果や課題などの検証を踏まえ、改めて検討することとします。

8 計画の見直し

本計画については、今後の社会・経済の動向、本市の財政状況などを勘案し、必要な時点で見直しを行うこととします。

地籍調査事業研究会設置要綱

(設置)

第1条 相模原市における地籍調査事業について研究を行うため、地籍調査事業研究会(以下「研究会」という。)を設置する。

(研究事項)

第2条 研究会は、次に掲げる事項について研究を行う。

- (1) 地籍調査事業の今後の取組
- (2) その他必要な事項

(組織)

第3条 研究会の会員は、別表第1に掲げる者をもって構成する。

- 2 研究会に会長を置き、土地利用調整課長をもって充てる。

(会議)

第4条 研究会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 会長は、必要があると認めるときは、構成員以外の者に研究会への出席を求めることができる。

(作業部会)

第5条 第2条の研究事項に係る具体的な事項を調査、研究するため、研究会に作業部会を置く。

- 2 作業部会は、別表第2に掲げる課の所属長が指名する者をもって構成する。
- 3 作業部会に部会長を置き、土地利用調整課担当課長をもって充てる。
- 4 作業部会の会議は、部会長が招集し、その議長となる。
- 5 部会長は、必要があると認めるときは、構成員以外の者に作業部会への出席を求めることができる。

(庶務)

第6条 研究会及び作業部会の庶務は、土地利用調整課で処理する。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、研究会の運営に必要な事項は、会長が研究会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成25年5月30日から施行する。

別表第 1 (第 3 条関係)

総務法制課長
企画政策課長
財務課長
資産税課長
都市計画課長
都市整備課長
拠点整備課長
当麻地区拠点整備事務所長
土木政策課長
道路管理課長
緑土木事務所長
津久井土木事務所長
中央土木事務所長
南土木事務所長
土地利用調整課長

別表第 2 (第 5 条関係)

資産税課
拠点整備課
当麻地区拠点整備事務所
土木政策課
道路管理課
緑土木事務所
津久井土木事務所
中央土木事務所
南土木事務所
土地利用調整課

〔参考 地籍調査事業研究会の開催経過〕

開催日	会議名称等
平成 25 年 6 月 10 日	地籍調査事業研究会 第 1 回作業部会
平成 25 年 8 月 30 日	地籍調査事業研究会 第 2 回作業部会
平成 25 年 10 月 7 日	地籍アドバイザーによる研修会
平成 25 年 11 月 18 日	地籍調査事業研究会 第 3 回作業部会
平成 25 年 12 月 26 日	地籍調査事業研究会
平成 26 年 1 月 20 日	地籍調査事業研究会 第 4 回作業部会
平成 26 年 2 月 25 日	地籍調査事業研究会 第 5 回作業部会
平成 26 年 3 月 26 日	地籍調査事業研究会



潤水都市 さがみはら

企画財政局企画部土地利用調整課